

別紙4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

**災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額**

## 災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	90,341百万円
---------	-----------